

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

病 院 長
(総務人事課長)

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 12 条の定めにより、職員が仕事と子育てを両立できる働きやすい職場環境をつくることによって、職員全員がその能力を十分に発揮し、病院の発展に資するため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標と対策（継続課題）

目標 1：子供を育てる職員が、始業・終業時刻を繰上げまたは繰下げる制度の導入。

《対策》

部署別に実施可能な制度を検証し、環境整備を図る。

目標 2：所定外労働時間の削減のための措置の実施

《対策》

総務人事課を主管として企画立案していく。

目標 3：年次有給休暇の取得促進をする。

《対策》

取得率 50%以上を目標として休暇を取得しやすい体制づくりに努める。

附 則

この行動計画は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。